

小田急電鉄株式会社 定款

(2022. 6. 29 現在)

第1章 総 則

(商 号)

第1条 本会社は、小田急電鉄株式会社と称する。

英文では、Odakyu Electric Railway Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 鉄道事業
- 2 自動車による一般運輸業
- 3 海上運送業
- 4 航空運送業
- 5 不動産業
- 6 土砂の採集及び販売業
- 7 土木、建築、造園工事の設計、施行、請負
- 8 娯楽、スポーツ施設及び教養に関する教育施設の経営
- 9 駐車場の経営
- 10 食料品、酒類、煙草、衣料品、日用品雑貨及び園芸品の販売
- 11 燃料及び自動車用品の販売
- 12 旅行業
- 13 ホテル、旅館及び食堂の経営
- 14 前払式特定取引に関する商品の売買の取次
- 15 電気通信事業及び有線放送事業
- 16 宣伝・広告代理業
- 17 金融業
- 18 経理事務及び給与計算等に関する事務の業務受託業
- 19 労働者派遣事業
- 20 割賦販売法に基づく包括信用購入あっせん業
- 21 浴場業
- 22 保育施設の経営及び保育サービス事業
- 23 高齢者住宅・施設の経営及び介護サービス事業
- 24 発電及び売電事業
- 25 資源・廃棄物管理に関する事業
- 26 前各号の目的の達成に関連がある一切の業務

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第4条 本社は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告の方法)

第5条 本社の公告は、電子公告によりこれを行なう。但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載してこれを行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本社の発行可能株式総数は、11億株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 本社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 本社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 4 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 本社の単元未満株式を有する株主は、取締役会で定める株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 本社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

本社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本社内においてはこれを取扱わない。

(株式の取扱)

第12条 株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 13 条 本社は、本定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合には、取締役会の決議により、予め公告して基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 14 条 定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。

臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 15 条 本社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(電子提供措置等)

第 16 条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合の外は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主が代理人により議決権を行使しようとするときは、その代理人は議決権を有する株主で 1 名に限る。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに本会社に委任状を提出して、代理権を証明することを要する。

(議 長)

第 19 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。

取締役社長に事故のあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに代る。

第 4 章 取締役及び取締役会

(定 員)

第 20 条 本社の取締役は 17 名以内とする。

(任 期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。

(選 任)

第 22 条 取締役は、株主総会で選任する。

取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上

を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役会)

第 23 条 取締役会に関する事項は、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役会招集の通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日より 3 日前に各取締役及び各監査役に対して発する。

但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 本会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の可決の決議があったものとみなす。

(代表取締役等)

第 26 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議により取締役社長 1 名を定めることができる。

前項の外必要に応じ、取締役会は、その決議により取締役会長 1 名を定めることができる。

(相談役及び顧問)

第 27 条 取締役会は、その決議により相談役及び顧問を定めることができる。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によりこれを定める。

(取締役との責任限定契約)

第 29 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(定 員)

第 30 条 本会社の監査役は 5 名以内とする。

(任 期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(選 任)

第 32 条 監査役は、株主総会で選任する。

監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(監査役会)

第 33 条 監査役会に関する事項は、監査役会で定める監査役会規程による。

(監査役会招集の通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日より 3 日前に各監査役に対して発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

(監査役との責任限定契約)

第 37 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(任 期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(選 任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 42 条 本会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

前項の外、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 43 条 本会社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 44 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過した場合には、本会社は、その支払いの義務を免れるものとする。